

②2020年ロシア憲法改正時の新旧比較

## ロシア連邦憲法〔2020年改正〕新旧対照表

出典：改正憲法の条文は <https://www.vedomosti.ru/articles> による（閲覧は20年5月）

2020年3月11日連邦議会採択（3月2日、大統領が下院に提案した 改訂版をベースに下院で加筆修正採択）、その後7月1日全ロシア投票で承認

\*赤：追加条項 青：条文の文言改正・編集上の変更 ゴシックは1月案への新たな追加、下線部は1月案へ文言改正・編集上の変更がある箇所

\*訳文中の（）は条文にあるもの、〔〕は訳者の注記または訳語のバリエント。

\*現行憲法の訳文は、初宿・辻村編『新解説世界憲法集』第4版、三省堂、所収の「ロシア連邦憲法」の拙訳を用いた。

竹森 正孝

関係条項	改 正 前	改 正 後（試 訳）
第3章	<p>① ロシア連邦の領域は、その構成主体の領土、内水および領海、領空を含む。</p> <p>② ロシア連邦は、連邦法律および国際法の規範の定める手続により、ロシア連邦の大陸棚および排他的経済水域において主権的権利を有し、その管轄権を行使する。</p> <p>③ ロシア連邦の構成主体相互の間の境界は、その相互の同意によってこれを変更することができる。</p>	<p>① ロシア連邦の領域は、その構成主体の領土、内水および領海、領空を含む。ロシア連邦の領域においては、連邦法律にしたがい連邦管轄地域を設定することができる。連邦管轄地域における公権力の組織は、連邦法律によってこれを定める。</p> <p>② ロシア連邦は、連邦法律および国際法の規範の定める手続により、ロシア連邦の大陸棚および排他的経済水域において主権的権利を有し、その管轄権を行使する。</p> <p>②の1 ロシア連邦は、主権および領域的一体性の擁護を保障する。ロシア連邦の領土の一部の譲渡を志向する行為（ロシア連邦と隣接する国家との国境の画定、境界線の画定、再画定を除く）、ならびにそのような事態を生起せしめる行為は、これを認めない。</p> <p>③ ロシア連邦の構成主体相互の間の境界は、その相互の同意によってこれを変更することができる。</p>
第67条 〔領土〕		<p>① ロシア連邦は、その領域におけるソ連邦の法的継承者であり、またロシア連邦の領域外において国際組織およびその機関の構成員、条約への参加、ならびに条約の定める義務と活動におけるソ連</p>

第 67 条 の 1	〔歴史的承継〕	<p>邦の法法継承者である。</p> <p>② ロシア連邦は、1000 年の歴史によって結合し、理想と神への信仰をわれわれに伝えた先祖の記憶およびロシア国家の発展における連続性を保持することによって、歴史的に築き上げられた国家的一体性〔一体的な国家〕である。</p> <p>③ ロシア連邦は、祖国の防衛に寄与した人々の記憶を尊重し、歴史的真実の擁護を保障する。祖国の防衛にあたっての人民の偉業の意義を低めることは許されない。</p> <p>④ 子どもは、ロシアの国政のもっとも重要な優先事項である。国家は、子どもの全面的な精神的、道徳的、知的および体力的発展、愛国主義、公民意識および高齢者に対する尊敬の教育を可能にする条件を整備する。国家は、家庭教育の優位性を保障し、保護されずに置き去りにされた子どもに対する親の義務を自ら引き受けける。</p>
第 68 条 〔国語〕	<p>① ロシア連邦の国語は、その全土において、ロシア語である。</p> <p>② 共和国は、その国語を定めることができる。この国語は、共和国の国家権力機関、地方自治機関および国家施設において、ロシア連邦の国語とともにこれを使用する。</p> <p>③ ロシア連邦は、そのすべての民族に対し、母語を保護し、その研究および発展のための条件を整備する権利を保証する。</p>	<p>① ロシア連邦の国語は、その全土において、<b>ロシア連邦の同権の諸民族の多民族的な同盟に加わる国家</b>を構成する人民の言語であるロシア語である。</p> <p>② 共和国は、その国語を定めることができる。この国語は、共和国の国家権力機関、地方自治機関および国家施設において、ロシア連邦の国語とともにこれを使用する。</p> <p>③ ロシア連邦は、そのすべての民族に対し、母語を保護し、その研究および発展のための条件を整備する権利を保証する。</p> <p>④ <b>ロシア連邦における文化は、多民族からなる人民の独特な遺産である。文化は、国家がこれを支援し、保持する。</b></p>
第 69 条 〔先住民族 の権利〕	ロシア連邦は、一般に承認された国際法の原則および規範ならびにロシア連邦の条約にしたがって、人口の少ない先住民族の権利を保証する。	<p>① ロシア連邦は、一般に承認された国際法の原則および規範ならびにロシア連邦の条約にしたがって、人口の少ない先住民族の権利を保証する。</p> <p>② 国家は、ロシア連邦のすべての民族の文化的独自性およびエスニック上の共通性を擁護し、エスニック文化および言語の多様性の維持を保証する。</p>

		<p>③ ロシア連邦は、外国に居住する同胞の権利の行使、その利益の保護および全ロシア的な文化的アイデンティティの維持を支援する。</p>
第 70 条 〔国旗・国章・国歌・首都〕	<p>① ロシア連邦の国旗、国章および国歌、その図柄および曲・歌詩、ならびにその公式の使用手続は、連邦の憲法法律によってこれを定める。</p> <p>② ロシア連邦の首都は、モスクワ市である。首都の地位は、連邦法律によってこれを定める。</p>	<p>① ロシア連邦の国旗、国章および国歌、その図柄および曲・歌詩、ならびにその公式の使用手続は、連邦の憲法法律によってこれを定める。</p> <p>② ロシア連邦の首都は、モスクワ市である。首都の地位は、連邦法律によってこれを定める。一定の連邦の国家権力機関の常設の所在地として、連邦憲法法律の定める他の都市もこれに含めることができる。</p>
第 71 条 〔連邦の管轄事項〕	<p>ロシア連邦の管轄には、以下の事項が含まれる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 ロシア連邦憲法および連邦法律の制定および改正、それらの遵守に対する監督</li> <li>2 ロシア連邦の連邦構造および領域</li> <li>3 人と市民の権利および自由の規制および擁護；ロシア連邦における国籍；少数民族の権利の規制および擁護</li> <li>4 連邦の立法機関、執行機関および司法機関の体系、その組織および活動の手続の制定；連邦国家権力機関の形成</li> <li>5 連邦国有財産およびその管理</li> <li>6 ロシア連邦における国家的、経済的、生態学的、社会的、文化的および民族的な発展の領域における連邦政策の原則の制定および連邦計画</li> <li>7 統一市場の法的基礎の制定、金融、通貨、信用、関税の規制、通貨発行、価格政策の原則、連邦銀行を含む連邦の経済的業務</li> <li>8 連邦予算；連邦税および手数料、連邦地域発展ファンド</li> <li>9 連邦エネルギー体系、原子力発電、放射性物質；連邦の運輸、鉄道、情報および通信；宇宙開発事業</li> <li>10 ロシア連邦の対外政策および国際関係、ロシア連邦の条約；戦</li> </ol>	<p>ロシア連邦の管轄には、以下の事項が含まれる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 ロシア連邦憲法および連邦法律の制定および改正、それらの遵守に対する監督</li> <li>2 ロシア連邦の連邦構造および領域</li> <li>3 人と市民の権利および自由の規制および擁護；ロシア連邦における国籍；少数民族の権利の規制および擁護</li> <li>4 <b>公権力の組織</b>；連邦の立法機関、執行機関および司法機関の体系、その組織および活動の手続の制定；連邦国家権力機関の形成</li> <li>5 連邦国有財産およびその管理</li> <li>6 ロシア連邦における国家的、経済的、生態学的、<b>科学・技術的</b>、社会的、文化的および民族的な発展の領域における連邦政策の原則の制定および連邦計画；<b>保健システム、生涯教育を含む養育および教育システムの単一の法的原則の制定</b></li> <li>7 統一市場の法的基礎の制定、金融、通貨、信用、関税の規制、通貨発行、価格政策の原則、連邦銀行を含む連邦の経済的業務</li> <li>8 連邦予算；連邦税および手数料、連邦地域発展ファンド</li> <li>9 連邦エネルギー体系、原子力発電、放射性物質；連邦の運輸、鉄道、情報、<b>通信技術</b>および通信；宇宙開発活動</li> <li>10 ロシア連邦の対外政策および国際関係、ロシア連邦の条約；戦</li> </ol>

	<p>約；戦争と平和の問題</p> <p>11 ロシア連邦の対外経済関係</p> <p>12 防衛および安全保障；防衛産業、武器、弾薬、軍事技術およびその他の軍事物資の取引手続の決定；毒物、麻薬の生産およびそれらの使用手続</p> <p>13 ロシア連邦の国境、領海、領空、排他的経済水域および大陸棚の地位および防衛</p> <p>14 裁判所構成；検察機関；刑事および行刑に関する立法；大赦および特赦；民事立法；訴訟立法；知的所有権の法的規制</p> <p>15 連邦抵触法</p> <p>16 気象観測、標準規格、度量衡、メートル法および標準時の計算；測地および地図の作成；公式統計および簿記</p> <p>17 ロシア連邦の国家賞および名誉称号</p> <p>18 連邦の国家勤務</p>	<p>争と平和の問題</p> <p>11 ロシア連邦の対外経済関係</p> <p>12 防衛および安全保障；防衛産業；武器、弾薬、軍事技術およびその他の軍事物資の取引手続の決定；毒物、麻薬の生産およびそれらの使用手続；<b>情報技術の採用、コンピューター情報の使用における個人、社会および国家の安全保障</b></p> <p>13 ロシア連邦の国境、領海、領空、排他的経済水域および大陸棚の地位および防衛</p> <p>14 裁判所構成；検察機関；刑事および行刑に関する立法；大赦および特赦；民事立法；訴訟立法；知的所有権の法的規制</p> <p>15 連邦抵触法</p> <p>16 <u>度量衡</u>、標準規格、基準規格、メートル法および標準時の計算；測地および地図の作成；<u>気象観測</u>；公式統計および簿記</p> <p>17 ロシア連邦の国家賞および名誉称号</p> <p>18 <b>連邦の国家勤務；外国の国籍またはロシア連邦市民の外国の領域における永住権を承認する居住証明書もしくはその他のドキュメントの存在に関連する制約を含む、国家および自治体の職務、国家勤務および自治体勤務の職務の異動の制約の設定、ならびにロシア連邦の領域の外で処理（管理）される外国銀行における、口座（預金）の開設および所有、現金および財貨（有価証券）の保持に関連する制約</b></p>
	<p>① ロシア連邦とロシア連邦の構成主体の共同管轄には、以下の事項が含まれる。</p> <p>1 共和国の憲法および法律、地方、州、連邦的意義を有する市、自治州、自治管区の憲章、法律およびその他の法令のロシア連邦憲法および連邦法律との適合性の保障</p> <p>2 人と市民の権利および自由の擁護、少数民族の権利の擁護、適法性、法秩序、社会的安全の保障、国境区域の管理</p> <p>3 土地、地下資源、水資源およびその他の天然資源の占</p>	<p>① ロシア連邦とロシア連邦の構成主体の共同管轄には、以下の事項が含まれる。</p> <p>1 共和国の憲法および法律、地方、州、連邦的意義を有する市、自治州、自治管区の憲章、法律およびその他の法令のロシア連邦憲法および連邦法律との適合性の保障</p> <p>2 人と市民の権利および自由の擁護、少数民族の権利の擁護、適法性、法秩序、社会的安全の保障、国境区域の管理</p> <p>3 土地、地下資源、水資源およびその他の天然資源の占有、使用お</p>

<b>第 72 条</b> <b>[連邦と構成主体の共同管轄事項]</b>	<p>有、使用および処分の問題</p> <p>4 国有財産の区分</p> <p>5 自然利用、環境保護および生態学上の安全の保障；特別自然保護区域、歴史上のおよび文化的な記念物の保護</p> <p>6 養育、教育、学術、文化、体育およびスポーツの一般的問題</p> <p>7 保健に関する諸問題の調整；家族、母性、父子関係および子どもの保護、社会保障を含む社会的保護</p> <p>8 大規模事故、自然災害、伝染病の対策および復旧に関する措置の実行</p> <p>9 ロシア連邦における税および手数料の一般原則の確定</p> <p>10 行政、行政訴訟、労働、家族、住宅、土地、水資源、森林に関する立法、地下資源、環境保護に関する立法</p> <p>11 裁判機関および法保護機関の幹部職員、弁護士会、公証人役場</p> <p>12 人口の少ない民族集団の昔ながらの居住環境および伝統的生活様式の保護</p> <p>13 国家権力機関の体系および地方自治の組織の一般原則の制定</p> <p>14 ロシア連邦の構成主体の国際関係および対外経済関係の調整、ロシア連邦の条約の履行</p> <p>② 本条の規定は、共和国、地方、州、連邦的意義を有する市、自治州、自治管区に対して同じ効力を有する。</p>	<p>より処分の問題</p> <p>4 国有財産の区分</p> <p>5 自然利用；農業；環境保護および生態学上の安全の保障；特別自然保護区域；歴史上のおよび文化的な記念物の保護</p> <p>6 養育、教育、学術、文化、体育およびスポーツ、若者政策の一般的問題</p> <p>7 <b>十分かつ質の高い医療的援助（医療サービス）、社会的健康の維持および強化、健康な生活様式の導入、自らの健康に対する市民のしかるべき文化の形成のための条件の整備を含む保健に関する諸問題の調整；社会保障を含む社会的保護</b></p> <p>7 の 1 <b>家族、母性、父性および子の擁護；男性と女性の結合としての結婚制度の擁護；家族における子どもの豊かな教育および成年に達した子どもの親に対する配慮義務の履行のための条件の整備</b></p> <p>8 大規模事故、自然災害、伝染病の対策および復旧に関する措置の実行</p> <p>9 ロシア連邦における税および手数料の一般原則の確定</p> <p>10 行政、行政訴訟、労働、家族、住宅、土地、水資源、森林に関する立法、地下資源、環境保護に関する立法</p> <p>11 裁判機関および法保護機関の幹部職員、弁護士会、公証人役場</p> <p>12 人口の少ない民族集団の昔ながらの居住環境および伝統的生活様式の保護</p> <p>13 国家権力機関の体系および地方自治の組織の一般原則の制定</p> <p>14 ロシア連邦の構成主体の国際関係および対外経済関係の調整、ロシア連邦の条約の履行</p> <p>② 本条の規定は、共和国、地方、州、連邦的意義を有する市、自治州、自治管区に対して同じ効力を有する。</p>
	<p>① ロシア連邦における通貨単位は、ルーブルである。通貨の発行は、もっぱらロシア連邦中央銀行のみがこれを行う。ロシア連邦において、その他の通貨の導入および発行は、こ</p>	<p>① ロシア連邦における通貨単位は、ルーブルである。通貨の発行は、もっぱらロシア連邦中央銀行のみがこれを行う。ロシア連邦において、その他の通貨の導入および発行は、これを禁止する。</p>

第 75 条 〔通貨〕	<p>れを禁止する。</p> <p>② ルーブルの安定維持およびその保障は、ロシア連邦中央銀行の基本的機能であり、中央銀行は他の国家権力機関から独立してこれを行使する。</p> <p>③ ロシア連邦における連邦予算に算入される税の体系、ならびに税および手数料の制度の一般原則は、連邦法律によってこれを定める。</p> <p>④ 国債は、連邦法律の定める手続により発行し、任意の原則によりこれを募集する。</p>	<p>② ルーブルの安定維持およびその保障は、ロシア連邦中央銀行の基本的機能であり、中央銀行は他の国家権力機関から独立してこれを行使する。</p> <p>③ ロシア連邦における連邦予算に算入される税の体系、ならびに税および手数料の制度の一般原則は、連邦法律によってこれを定める。</p> <p>④ 国債は、連邦法律の定める手續により発行し、任意の原則によりこれを募集する。</p> <p>⑤ <u>ロシア連邦は、市民の労働を尊重し、その権利の擁護を保障する。ロシア連邦全体において労働能力のある住民の最低生活費を下回らない最低賃金が国家によって保障される。</u></p> <p>⑥ <u>ロシア連邦においては、普遍性、公正および世代間の連帶の原則に基づく市民の年金保障システムが形成され、その効果的な機能が支援され、ならびに連邦法律の定める手続にしたがって年に一回以上の年金のインデックス化〔物価スライド制による年金額の改定〕が実施される。</u></p> <p>⑦ <u>ロシア連邦においては、連邦法律にしたがって、義務的な社会保険、個別の市民の社会的諸手当およびその他の社会的給付のインデックス化が保証される。</u></p>
第 75 条 の 1	〔経済成長と社会的連帶〕	ロシア連邦においては、国の安定した経済成長および市民の福祉の向上、国家と社会の相互信頼のための条件が整備され、市民の財産の保護および労働する人の尊重が保証され、ならびに市民の権利および権利の調整、社会的パートナーシップ、経済的、政治的および社会的連帶が保障される。
	① 共和国、地方、州、連邦的意義を有する市、自治州、自治管区の国家権力機関の体系は、ロシア連邦の憲法体制の原則ならびに連邦法律の定める国家権力の代表機関および執行機関の組織の一般原則にしたがって、ロシア連邦の構成主体が、独立してこれを定める。	① 共和国、地方、州、連邦的意義を有する市、自治州、自治管区の国家権力機関の体系は、ロシア連邦の憲法体制の原則ならびに連邦法律の定める国家権力の代表機関および執行機関の組織の一般原則にしたがって、ロシア連邦の構成主体が、独立してこれを定める。

<p>第 77 条 〔構成主体の国家権力機関〕</p>	<p>② ロシア連邦の管轄事項およびロシア連邦とロシア連邦の構成主体の共同管轄事項に関するロシア連邦の権限の範囲内において、連邦の執行機関およびロシア連邦の構成主体の執行機関は、ロシア連邦における单一の執行権の体系を形成する。</p>	<p>② ロシア連邦の管轄事項およびロシア連邦とロシア連邦の構成主体の共同管轄事項に関するロシア連邦の権限の範囲内において、連邦の執行機関およびロシア連邦の構成主体の執行機関は、ロシア連邦における单一の執行権の体系を形成する。</p> <p>③ ロシア連邦構成主体の最高公務員（ロシア連邦構成主体の国家権力の最高執行機関の長）〔以下、ロシア連邦構成主体の首長とする〕となることができるのは、満 30 歳以上で、ロシア連邦に常時居住し、外国の国籍または外国の領域におけるロシア連邦市民の永住権を承認する居住証明書もしくはその他のドキュメントを有しないロシア連邦市民である。ロシア連邦構成主体の首長は、連邦法律の定める手続により、ロシア連邦の領域外にある外国銀行において、口座（預金）を開設し、これを所有し、現金および財貨を保有することを禁じられる。ロシア連邦構成主体の首長に求められる追加的な要件は、連邦法律によってこれを定めることができる。</p>
<p>第 78 条 〔連邦の地方機関〕</p>	<p>① 連邦の執行機関は、その権限の行使のために、地方機関を設置し、対応する役職者を任命することができる。</p> <p>② 連邦の執行機関は、ロシア連邦の構成主体の執行機関との協定により、ロシア連邦憲法および連邦法律に違反しない場合、その権限の一部の行使を構成主体の執行機関に委譲することができる。</p> <p>③ ロシア連邦の構成主体の執行機関は、連邦の執行機関との協定により、その権限の一部の行使を連邦の執行機関に委譲することができる。</p> <p>④ ロシア連邦大統領およびロシア連邦政府は、ロシア連邦憲法にしたがい、ロシア連邦の全領域における連邦国家権力の権限の行使を保障する。</p>	<p>① 連邦の執行機関は、その権限の行使のために、地方機関を設置し、対応する役職者を任命することができる。</p> <p>② 連邦の執行機関は、ロシア連邦の構成主体の執行機関との協定により、ロシア連邦憲法および連邦法律に違反しない場合、その権限の一部の行使を構成主体の執行機関に委譲することができる。</p> <p>③ ロシア連邦の構成主体の執行機関は、連邦の執行機関との協定により、その権限の一部の行使を連邦の執行機関に委譲することができる。</p> <p>④ ロシア連邦大統領およびロシア連邦政府は、ロシア連邦憲法にしたがい、ロシア連邦の全領域における連邦国家権力の権限の行使を保障する。</p> <p>⑤ 連邦国家機関の長になることができるのは、満 30 歳以上で、外国の国籍または外国の領域におけるロシア連邦市民の永住権を承認する居住証明書もしくはその他のドキュメントを有しないロシア連邦市民である。連邦国家機関の長は、連邦法律の定める手続によ</p>

		り、ロシア連邦の領域外にある外国銀行において、口座（預金）を開設し、これを所有し、現金および財貨を保有することを禁じられる。
第 79 条 〔国家連合への参加〕	ロシア連邦は、条約にしたがい、国家間の連合に参加し、条約によりその権限の一部をその連合に委譲することができる。ただし、人と市民の権利および自由を制限し、またはロシア連邦の憲法体制の原則に違反してこれを行うことはできない。	ロシア連邦は、条約にしたがい、国家間の連合に参加し、条約によりその権限の一部をその連合に委譲することができる。ただし、人と市民の権利および自由を制限し、またはロシア連邦の憲法体制の原則に違反してこれを行うことはできない。ロシア連邦憲法に反して解釈されたロシア連邦の条約の規定に基づいて採択された多国間の〔国際〕機関の決定は、ロシア連邦においてはこれを執行することはできない。
第 79 条 の 1	(国際的安全保障および平和共存)	ロシア連邦は、国際平和および安全の維持および強化、諸国家と諸国民の平和的共存の保障、国家の内政への干渉の禁止に関する諸措置を講ずる。
第 4 章 第 80 条 〔国家元首〕	<p>① ロシア連邦大統領は、国家元首である。</p> <p>② 大統領は、ロシア連邦憲法、人と市民の権利および自由の保証人である。大統領は、ロシア連邦憲法の定める手続により、ロシア連邦の主権、その独立および国家的統一の保全に関する措置を講じ、国家権力機関の調整のとれた活動および相互作用を保障する。</p> <p>③ ロシア連邦大統領は、ロシア連邦憲法および連邦法律にしたがって、国家の内外政策の基本方向を定める。</p> <p>④ ロシア連邦大統領は、国家元首として、国内および国際関係においてロシア連邦を代表する。</p>	<p>① ロシア連邦大統領は、国家元首である。</p> <p>② 大統領は、ロシア連邦憲法、人と市民の権利および自由の保証人である。大統領は、ロシア連邦憲法の定める手続により、ロシア連邦の主権、その独立および国家的統一の保全に関する措置を講じ、<b>国内における市民的平和および合意を維持し、单一の公的権力システムに含まれる諸機関の調整のとれた活動および相互作用を保障する。</b></p> <p>③ ロシア連邦大統領は、ロシア連邦憲法および連邦法律にしたがって、国家の内外政策の基本方向を定める。</p> <p>④ ロシア連邦大統領は、国家元首として、国内および国際関係においてロシア連邦を代表する。</p>
	<p>① ロシア連邦大統領は、6 年の任期で、ロシア連邦の市民によって普通、平等および直接の選挙権に基づき秘密投票でこれを選挙する。</p> <p>② ロシア連邦大統領に選挙され得る者は、ロシア連邦に 10</p>	<p>① ロシア連邦大統領は、6 年の任期で、ロシア連邦の市民によって普通、平等および直接の選挙権に基づき秘密投票でこれを選挙する。</p> <p>② ロシア連邦大統領に選出され得る者は、ロシア連邦に 35 歳以上</p>

<p><b>第 81 条</b> 〔大統領の選挙〕</p>	<p>年以上定住する 35 歳以上のロシア連邦市民である。</p> <p>③ 同一人物が連続 2 期を越えてロシア連邦大統領の職に就くことはできない。</p> <p>④ ロシア連邦大統領の選挙手続は、連邦法律によってこれを定める。</p> <p><u>*改正案の③の 1 項の規定は、3 月 11 日の下院総会でのテレシコワの提案により採用された「リセット案」</u></p>	<p>で、25 歳以上ロシア連邦に常時居住し、<b>外国の国籍または外国の領域</b>におけるロシア連邦市民の居住証明書もしくは永住権を承認する他のドキュメントを持たず、また以前にも持ったことがないロシア連邦市民である。外国の国籍を持たないというロシア連邦大統領職の候補者に求められる要件は、連邦憲法法律にしたがい、ロシア連邦に編入していた、もしくはその一部が編入していた国家の国籍を持っていた、ならびにロシア連邦に編入していた国家もしくはその国家の一部がロシア連邦に編入していた領域に常時居住していたロシア連邦市民には及ばない。ロシア連邦大統領は、連邦法律の定める手続により、ロシア連邦の領域外にある外国銀行において、口座（預金）を開設し、これを所有し、現金および財貨を保有することを禁じられる。</p> <p>③ 同一人物が 2 期を超えてロシア連邦大統領の職に就くことはできない。</p> <p>③の 1 同一人物がロシア連邦大統領に就任することができる期間を制限するロシア連邦憲法第 81 条 3 項の規定は、ロシア連邦憲法の改正が施行された時にこの職に従事していたかおよび（または）従事したことのある年数にかかわらず、ロシア連邦大統領職に従事したことのある者および（または）現に従事している者にこれを適用し、この項の規定の認める期間にこの者がロシア連邦大統領職に就任する可能性を排除しない。</p> <p>④ ロシア連邦大統領の選挙手續は、連邦法律でこれを定める。</p>
<p><b>第 82 条</b> 〔就任の宣誓〕</p>	<p>① ロシア連邦大統領は、その就任にあたり人民に対して次の宣誓を行う。</p> <p>「私は、ロシア連邦大統領の権限の行使にあたり、人と市民の権利および自由を尊重し、擁護し、ロシア連邦憲法を順守し、かつこれを擁護し、国家の主権および独立、安全および統一を守り、誠実に人民に奉仕することを誓います。」</p> <p>② 宣誓は、連邦会議の議員、国家会議の議員およびロシア</p>	<p>① ロシア連邦大統領は、その就任にあたり人民に対して次の宣誓を行う。</p> <p>「私は、ロシア連邦大統領の権限の行使にあたり、人と市民の権利および自由を尊重し、擁護し、ロシア連邦憲法を順守し、かつこれを擁護し、国家の主権および独立、安全および統一を守り、誠実に人民に奉仕することを誓います。」</p> <p>② 宣誓は、<b>ロシア連邦上院議員</b>、国家会議の議員およびロシア連</p>

	連邦憲法裁判所の裁判官の前で、厳粛にこれを行うものとする。	邦憲法裁判所の裁判官の前で、厳粛にこれを行うものとする。
第 83 条 〔大統領の 人事権〕	<p>ロシア連邦大統領は、</p> <p>1 国家会議の同意を得て、ロシア連邦政府の首班〔以下首相とする〕を任命し、</p> <p>2 ロシア連邦政府の閣議において議長を務める権利を有し、</p> <p>3 ロシア連邦政府の総辞職について決定を行い、</p> <p>4 国家会議にロシア連邦中央銀行の総裁の任命のための候補者を提案し、また国家会議に対しロシア連邦中央銀行の総裁の解任問題を提起し、</p> <p>5 ロシア連邦首相の提案にしたがい、ロシア連邦政府の副首相、連邦大臣を任命し、解任し、</p> <p>6 連邦会議にロシア連邦憲法裁判所、ロシア連邦最高裁判所の裁判官の任命のための候補者の提案を行い；他の連邦裁判所の裁判官を任命し、</p> <p>6 の 1 連邦会議にロシア連邦検事総長および検事総長代理の候補者を提案し；連邦会議にロシア連邦検事総長および検事総長代理の解任の提案を行い；ロシア連邦の構成主体の検事、ならびに市、地区の検事およびそれと同等の検事の任命および解任を行い、</p> <p>6 の 2 連邦会議におけるロシア連邦代表を任命し、解任し、</p> <p>7 ロシア連邦安全保障会議を組織し、その長をつとめる。この安全保障会議の地位は、連邦法律によって定める。</p> <p>8 ロシア連邦の軍事ドクトリンを承認し、</p> <p>9 ロシア連邦大統領府を組織し、</p> <p>10 ロシア連邦大統領の全権代表を任命し、解任し、</p> <p>11 ロシア連邦軍の最高司令部の職を任命し、解任し、</p> <p>12 連邦議会の両院の所管の常任委員会および特別委員会との協議の後、外国および国際機関におけるロシア連邦の外交</p>	<p>ロシア連邦大統領は、</p> <p>1 ロシア連邦大統領の提案により国家会議によって承認された候補者をロシア連邦政府の首相に任命し、ロシア連邦首相を解任し、</p> <p>2 ロシア連邦政府の一般的指導を行い、ロシア連邦政府の閣議において議長を務めることができ、</p> <p>2 の 1 ロシア連邦首相の提案により、連邦執行権力機関の構成を承認し、その改編を行い；連邦執行権力機関のうち、その活動をロシア連邦大統領が指導する機関を決定する。ロシア連邦首相がロシア連邦大統領によって解任される場合、新たに任命されたロシア連邦首相は連邦執行権力機関の構成に関してロシア連邦大統領に提案することはない。</p> <p>3 ロシア連邦政府の総辞職について決定を行い、</p> <p>3 の 1 ロシア連邦政府の首相、副首相、大臣、ならびにロシア連邦大統領がその活動を指導する連邦の執行権力機関の長の辞表を受理し、</p> <p>4 国家会議にロシア連邦中央銀行の総裁の任命のための候補者を提案し、また国家会議に対しロシア連邦中央銀行の総裁の解任問題を提起し、</p> <p>5 国家会議の承認した候補者をロシア連邦副首相および連邦大臣の職に任命し、およびその者を解任し、</p> <p>5 の 1 連邦会議と協議して、国防、国家の安全、内務、司法、外務、緊急事態の防止および自然災害対策〔復旧・復興〕、社会的安全の諸問題を管轄する連邦の執行権力機関の長（連邦大臣を含む）を任命し、解任し、</p> <p>6 ロシア連邦憲法裁判所の長官、長官代理〔副長官〕および裁判官、ロシア連邦最高裁判所長の長官、長官代理および裁判官の任命のための候補者を連邦会議に提案し；他の連邦裁判所の所長、所長</p>

	<p>代表を任命し、召喚する。</p>	<p>代理および裁判官を任命し、</p> <p>6 の 1 連邦会議にロシア連邦検事総長および検事総長代理の任命のための候補者を提案し：連邦会議にロシア連邦検事総長および検事総長代理の解任に関する提案を行い、</p> <p>6 の 2 連邦会議におけるロシア連邦代表を任命し、解任し、</p> <p>6 の 3 ロシア連邦構成主体の検事の職の候補者を連邦会議との協議のうえ任命し、これを解任し：市、地区の検事およびそれらと同等の検事を除くその他の検事の職を任命し、これを解任し、</p> <p>6 の 4 連邦会議にロシア連邦の憲法裁判所、最高裁判所の裁判官、裁判官の名誉および品格を毀損する行為が裁判官自身によってなされた場合、ならびに連邦憲法法律の定める裁判官がその権限を行使することが出来ないことが証明されたその他の場合の破棄審および控訴審の裁判官の権限停止についての提案を連邦憲法法律にしたがって提案し、</p> <p>6 の 5 国家権力諸機関の調和のとれた機能および相互作用、ロシア連邦の内外政策を基本方向および国家の社会・経済発展の重点的方向の決定を保障するためにロシア連邦国家評議会を組織し；ロシア連邦国家評議会の地位は、連邦法律によってこれを定めものとし、</p> <p>7 個人、社会および国家の国家的〔ナショナルな〕利益を保障する諸問題に関する権限を実現する国家の権利の支援〔協力〕、ならびに国内における市民的平和および合意の維持、ロシア連邦の主権、独立および国家の一体性の保全、内外の脅威の防止のために、ロシア連邦安全保障会議を組織し、その長をつとめる。この安全保障会議の地位は、連邦法律によって定める。</p> <p>8 ロシア連邦の軍事ドクトリンを承認し、</p> <p>9 <b>その権限の実現を保障するために</b>ロシア連邦大統領府を組織し、</p> <p>10 ロシア連邦大統領の全権代表を任命し、解任し、</p> <p>11 ロシア連邦軍の最高司令部の職を任命し、解任し、</p> <p>12 連邦議会の両院の所管の常任委員会および特別委員会との協議</p>
--	---------------------	--

		の後、外国および国際機関におけるロシア連邦の外交代表を任命し、召喚する。
第 92 条 の 1	[大統領の退任後の特権]	<p>① その任期満了または任期満了前の辞任またはその者に帰属する権限行使する健康状態にないこととともに権限の行使を停止したロシア連邦大統領は、不逮捕特権を有する。</p> <p>② その任期満了または任期満了前の辞任またはその者に帰属する権限行使する健康状態にないこととともに権限の行使を停止したロシア連邦大統領に与えられるその他の保証は、連邦法律によってこれを定める。</p> <p>③ 権限の行使を停止したロシア連邦大統領は、ロシア連邦憲法第93条の定める手続により、不逮捕特権を奪われることはない。</p>
第 93 条 〔大統領の 弾劾〕	<p>① ロシア連邦大統領は、国家会議が国家転覆またはその他の重大犯罪のなどで大統領の弾劾を提起し、ロシア連邦大統領の行為における犯罪事実の存在がロシア連邦最高裁判所の決定によって確認され、弾劾手続の順守についてロシア連邦憲法裁判所の判断によって確認された場合にのみ、連邦会議がこれを解任することができる。</p> <p>② 国家会議による大統領の弾劾決議および連邦会議による大統領の解任決定は、国家会議議員の 3 分の 1 以上の発議により、国家会議の設置する特別委員会の決定がある場合に、両院のそれぞれの議員総数の 3 分の 2 の多数によって採択されなければならない。</p> <p>③ ロシア連邦大統領の解任に関する連邦会議の決定は、国家会議による大統領弾劾決議の後 3 カ月以内に採択されなければならない。この期間に連邦会議の決定が採択されない場合は、大統領の弾劾は否決されたものとみなされる。</p>	<p>① ロシア連邦大統領は、これを解任することができるが、国家会議が国家転覆またはその他の重大犯罪のなどで大統領の弾劾を提起し、ロシア連邦大統領のその権限行使し、<b>およびその執行を停止した大統領の執行〔作為または不作為の行為〕における犯罪事実の存在がロシア連邦最高裁判所の決定によって確認され、弾劾手続を遵守についてロシア連邦憲法裁判所の判断によって確認された場合にのみ、連邦会議がこれを解任することができるものとする。</b></p> <p>② 国家会議による大統領の弾劾決議および連邦会議による大統領の解任、<b>その権限の執行を停止するロシア連邦大統領の不逮捕特権の剥奪に関する</b>決定は、国家会議議員 3 分の 1 以上の発議により、国家会議の設置する特別委員会の決定がある場合に、<b>ロシア連邦上院議員および国家会議議員のそれぞれの総数の</b>3 分の 2 の多数によって採択されなければならない。</p> <p>③ ロシア連邦大統領の解任、<b>その権限の行使を停止するロシア連邦大統領の不逮捕特権の剥奪</b>に関する連邦会議の決定は、国家会議による<b>ロシア連邦大統領の弾劾決議の後 3 カ月以内に採択されなければならない。</b>この期間に連邦会議の決定が採択されない場合は、<b>ロシア連邦大統領、その権限の行使を停止されたロシア連邦大統領</b></p>

		の弾劾は否決されたものとみなされる。
第 5 章	<p>① 連邦議会は、連邦会議および国家会議の 2 院からなる。</p> <p>② 連邦会議は、ロシア連邦の各構成主体からそれぞれ 2 人の代表—国家権力の立法（代表）機関および執行機関からそれぞれ 1 人ずつ：連邦会議の構成員—ロシア連邦の連邦構成主体の国家権力の立法（代表）機関および執行機関の代表—の 10% の範囲内でロシア連邦大統領が任命するロシア連邦代表、よってこれを構成する。</p> <p>③ 連邦会議の議員—ロシア連邦の構成主体の国家権力の立法（代表）機関または執行機関の代表—は、ロシア連邦の構成主体の国家権力機関の任期中にその権限を賦与される。</p> <p>④ ロシア連邦大統領は、連邦法律が定める例外的な場合を除き、その就任前において連邦会議議員—ロシア連邦代表の職に任命され、最初の任期の在任中にある者を解任することはできない。</p> <p>⑤ 国家会議は、450 人の議員によってこれを構成する。</p>	<p>① 連邦議会は、連邦会議および国家会議の 2 院からなる。</p> <p><u>② 連邦会議はロシア連邦上院議員からなる。連邦会議の議員となるのは：</u></p> <p>1) <u>ロシア連邦の各構成主体からそれぞれ 2 人の代表—国家権力の立法（代表）機関および執行機関から 1 人ずつ；</u></p> <p>2) <u>その任期の満了または任期満了然の辞任にともなってその権限行使を停止したロシア連邦大統領：この場合、終身議員となる。</u>  <u>その任期の満了または任期満了前の辞任にともなってその権限行使を停止したロシア連邦大統領は、ロシア連邦上院議員の権限を拒否することができる。</u></p> <p>3) <u>ロシア連邦大統領の指名する 30 人以内のロシア連邦代表；そのうちの 7 人までは終身議員とすることができます。</u></p> <p>③ <u>ロシア連邦の上院議員の総数は、ロシア連邦憲法第 65 条に掲げるロシア連邦構成主体の代表の人数、および本条 2 項 2 号および 3 号にいうロシア連邦上院議員の権限を行使する者の数によってこれを決める。</u></p> <p>④ <u>ロシア連邦上院議員となることができるのは、ロシア連邦に常時居住し、外国の国籍または外国の領域に居住するロシア連邦市民の居住証明書もしくは永住権を証明するその他のドキュメントを有しない、満 30 歳以上のロシア連邦市民である。ロシア連邦の上院議員は、連邦法律の定める手続にしたがい、連邦法律の定める手続により、ロシア連邦の領域外にある外国銀行において、口座（預金）を開設し、これを所有し、現金および財貨を保有することを禁じられる。</u></p> <p>⑤ <u>ロシア連邦上院の終身議員の権限を行使する連邦会議のロシア連邦代表には、国家的および社会的な活動の領域において国への優れた功績をなした市民を指名することができる。</u></p> <p>⑥ <u>連邦会議のロシア連邦代表は、ロシア連邦上院議員の権限を終</u></p>
第 95 条		

		<p>身にわたって行使するロシア連邦代表を除き、6年の任期をもってこれを任命する。</p> <p>⑦ 国家会議は、450人の議員によってこれを構成する。</p>
第 97 条 〔議員の資格〕	<p>① 国家会議議員に選挙され得る者は、満21歳以上の選挙に参加する権利を有するロシア連邦の市民である。</p> <p>② 同一人物が、同時に、連邦会議議員および国家会議議員となることはできない。国家会議議員は、その他の国家権力機関および地方自治機関の代表機関の議員となることはできない。</p> <p>③ 国家会議議員は、専門的に常時活動に従事するものとする。国家会議議員は、国家勤務に就くことはできず、教育、学術その他の創作活動を除き、他の有給の活動に従事することはできない。</p>	<p>① 国家会議議員に選挙され得る者は、ロシア連邦に常時居住し、外国の国籍または外国の領域に居住するロシア連邦市民の居住証明書もしくは永住権を証明するその他のドキュメントを有しない、満21歳以上の選挙に参加する権利を有するロシア連邦市民である。国家会議議員は、連邦法律の定める手続により、ロシア連邦の領域外にある外国銀行において、口座（預金）を開設し、これを所有し、現金および財貨を保有することを禁じられる。</p> <p>② 同一人物が、同時に、<u>上院</u>議員および国家会議議員となることはできない。国家会議議員は、その他の国家権力機関および地方自治機関の代表機関の議員となることはできない。</p> <p>③ 国家会議議員は、専門的に常時活動に従事するものとする。国家会議議員は、国家勤務に就くことはできず、教育、学術その他の創作活動を除き、他の有給の活動に従事することはできない。</p>
第 98 条 〔議員の不逮捕特権〕	<p>① 連邦会議議員および国家会議議員は、その任期の全期間にわたり、議員の不逮捕特権を有する。議員は、現行犯逮捕の場合を除き、逮捕され、勾留され、拘置されることはなく、他人の安全を保障するために連邦法律が定める場合を除き、身体検査を受けることはない。</p> <p>② 議員の不逮捕特権の剥奪に関する問題は、ロシア連邦検事総長の提起により、連邦議会の該当する院がこれを解決する。</p>	<p>① ロシア連邦上院議員および国家会議議員は、その任期の全期間にわたり、議員の不逮捕特権を有する。議員は、現行犯逮捕の場合を除き、逮捕され、勾留され、拘置されることはなく、他人の安全を保障するために連邦法律が定める場合を除き、身体検査を受けることはない。</p> <p>② 議員の不逮捕特権の剥奪に関する問題は、ロシア連邦検事総長の提起により、連邦議会の該当する院がこれを解決する。</p>
第 100 条 〔会議の公	<p>① 連邦会議および国家会議は、それぞれに会議を行う。</p> <p>② 連邦会議および国家会議の会議は、公開である。両院の議事規則に定めのある場合は、両院は秘密会を行うことができる。</p> <p>③ 両院は、ロシア連邦大統領の教書、ロシア連邦憲法裁判</p>	<p>① 連邦会議および国家会議は、それぞれに会議を行う。</p> <p>② 連邦会議および国家会議の会議は、公開である。両院の議事規則に定めのある場合は、両院は秘密会を行うことができる。</p> <p>③ 両院は、ロシア連邦大統領の教書を聴くために、合同の会議を開催する。</p>

開】	所の教書、外国の指導者の演説を聴くために、合同会議を招集することができる。	
第 102 条 〔連邦会議 の管轄事 項〕	<p>① 連邦会議の管轄には、次の事項が含まれる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 ロシア連邦の構成主体の間の境界の変更の承認</li> <li>2 戒厳令に関するロシア連邦大統領令の承認</li> <li>3 非常事態の導入に関するロシア連邦大統領令の承認</li> <li>4 ロシア連邦の国外へのロシア連邦軍の派兵の可能性に関する問題の解決</li> <li>5 ロシア連邦大統領の選挙の公示</li> <li>6 ロシア連邦大統領の解任</li> <li>7 ロシア連邦憲法裁判所、ロシア連邦最高裁判所の裁判官の任命</li> <li>8 ロシア連邦検事総長および検事総長代理の任命および解任</li> <li>9 会計検査院の副長官および検査官の半数の任命および解任</li> </ol> <p>② 連邦会議は、ロシア連邦憲法によりその管轄事項とされる問題について決定を採択する。</p> <p>③ 連邦会議の決定は、連邦会議の議員総数の投票の多数によってこれを採択する。ただし、ロシア連邦憲法がその他の決定採択の手続を定める場合は、このかぎりではない。</p>	<p>① 連邦会議の管轄には、次の事項が含まれる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 ロシア連邦の構成主体の間の境界の変更の承認</li> <li>2 戒厳令に関するロシア連邦大統領令の承認</li> <li>3 非常事態の導入に関するロシア連邦大統領令の承認</li> <li>4 ロシア連邦の国外へのロシア連邦軍の派兵の可能性に関する問題の解決</li> <li>5 ロシア連邦大統領の選挙の公示</li> <li>6 ロシア連邦大統領の解任、<b>その権限の執行を停止したロシア連邦大統領の不逮捕特権の剥奪</b></li> <li>7 ロシア連邦大統領の提案により、ロシア連邦憲法裁判所の長官、副長官および裁判官〔判事〕、ロシア連邦最高裁判所の長官、副長官および裁判官の任命</li> <li>8 ロシア連邦検事総長および検事総長代理の任命および解任</li> <li>9 <b>ロシア連邦大統領の提案により、会計検査院の長官</b>および検査官の半数の任命および解任</li> <li>10 ロシア連邦大統領の提案する、国防、国家の安全保障、内務、司法、外務、非常事態の防止および自然災害対策〔復旧・復興〕、社会的安全の諸問題を管轄する連邦執行権力機関の長（連邦大臣を含む）の候補者に関する協議</li> <li>11 <u>裁判官の名誉および尊厳〔品位〕をけがす行為がなされた場合、ならびに連邦憲法法律の定めるその他の場合に、連邦憲法法律にしたがい、ロシア連邦大統領の提案により、ロシア連邦憲法裁判所の長官、副長官および裁判官、ロシア連邦最高裁判所長官、副長官および裁判官、破棄審および控訴審裁判所の裁判官の権限の停止</u></li> <li>12 <b>ロシア連邦における適法性および法秩序に関するロシア連邦検事総長の年次報告の聴聞</b></li> </ol> <p>② 連邦会議は、ロシア連邦憲法によりその管轄事項とされる問題</p>

		<p>について決定を採択する。</p> <p>③ 連邦会議の決定は、連邦会議の議員総数の投票の多数によってこれを採択する。ただし、ロシア連邦憲法がその他の決定採択の手続を定める場合は、このかぎりではない。</p>
第 103 条 〔国家会議 の管轄事 項〕	<p>① 国家会議の管轄には、次の事項が含まれる。</p> <p>1 ロシア連邦首相の任命に関してロシア連邦大統領に同意を与えること</p> <p>2 ロシア連邦政府の信任に関する問題の解決</p> <p>3 国家会議によって決定された諸問題を含む政府の活動の結果に関するロシア連邦政府の年次報告の聴聞</p> <p>4 ロシア連邦中央銀行総裁の任命および解任</p> <p>5 会計検査院の長官および検査官の半数の任命および解任</p> <p>6 連邦の憲法法律にしたがって活動する人権問題全権〔人権オンブズマン〕の任命および解任</p> <p>7 大赦の布告</p> <p>8 ロシア連邦大統領の解任のための弾劾決議</p> <p>② 国家会議は、ロシア連邦憲法によりその管轄事項とされる問題に関する決定を採択する。</p> <p>③ 国家会議の決定は、国家会議の議員総数の投票の多数によってこれを採択する。ただし、ロシア連邦憲法がその他の決定採択の手続を定める場合は、このかぎりではない。</p>	<p>① 国家会議の管轄には、次の事項が含まれる。</p> <p>1 ロシア連邦大統領の提案により、ロシア連邦政府の首班〔以下首相とする〕の候補者の承認</p> <p>1 の 1 ロシア連邦首相の提案により、ロシア連邦副首相、およびロシア連邦憲法第 83 条 5 の 1 号に掲げる連邦大臣を除く連邦大臣の候補者の承認</p> <p>2 ロシア連邦政府の信任に関する問題の解決</p> <p>3 国家会議によって決定された諸問題を含む政府の活動の結果に関するロシア連邦政府の年次報告の聴聞</p> <p>4 ロシア連邦中央銀行総裁の任命および解任</p> <p>4 の 1 ロシア連邦中欧銀行の年次報告の聴聞</p> <p>5 ロシア連邦大統領の提案により、会計検査院の副長官および検査官の半数の任命および解任</p> <p>6 連邦の憲法法律にしたがって活動する人権問題全権〔人権オンブズマン〕の任命および解任。人権問題全権となることができる者は、ロシア連邦に常時居住し、外国の国籍または外国の領域に居住するロシア連邦市民の居住証明書もしくは永住権を証明するその他のドキュメントを有しない、満 21 歳以上の選挙に参加する権利を有するロシア連邦市民である。人権問題全権は、連邦法律の定める手続により、ロシア連邦の領域外にある外国銀行において、口座（預金）を開設し、これを所有し、現金および財貨を保有することを禁じられる。</p> <p>7 大赦の布告</p> <p>8 ロシア連邦大統領の解任またはその不逮捕特権の剥奪のための弾劾決議</p>

		<p>② 国家会議は、ロシア連邦憲法によりその管轄事項とされる問題に関する決定を採択する。</p> <p>③ 国家会議の決定は、国家会議の議員総数の投票の多数によってこれを採択する。ただし、ロシア連邦憲法がその他の決定採択の手続を定める場合は、このかぎりではない。</p>
第 103 条 の 1	[議会コントロール]	<p><b>連邦会議、国家会議は、国家機関および地方自治機関の長に対し、これらの機関および公務員の権限に含まれる諸問題に關し、議会質問を行なうことを含む議会コントロールを行なうことができる。議会コントロールの行使の手続は、連邦法律および連邦議会の各院の議事規則によってこれを定める。</b></p>
第 104 条 [立法発議 権]	<p>① 立法発議権は、ロシア連邦大統領、連邦会議、連邦会議の議員、国家会議の議員、ロシア連邦政府、ロシア連邦の構成主体の立法（代表）機関に属する。ロシア連邦憲法裁判所およびロシア連邦最高裁判所もまた、その管轄する事項について立法発議権を有する。</p> <p>② 法案は、国家会議にこれを付す。</p> <p>③ 税の導入または廃止、税の支払の免除、国債の発行、国家の財政的義務の変更に関する法案、および連邦予算からの歳出を定めるその他の法案は、ロシア連邦政府の決定がある場合にのみ、これを〔国家会議に〕上程することができる。</p>	<p>① 立法発議権は、ロシア連邦大統領、連邦会議、<b>ロシア連邦上院議員</b>、国家会議の議員、ロシア連邦政府、ロシア連邦の構成主体の立法（代表）機関に属する。ロシア連邦憲法裁判所およびロシア連邦最高裁判所もまた、その管轄する事項について立法発議権を有する。</p> <p>② 法案は、国家会議にこれを付す。</p> <p>③ 税の導入または廃止、税の支払の免除、国債の発行、国家の財政的義務の変更に関する法案、および連邦予算からの歳出を定めるその他の法案は、ロシア連邦政府の決定がある場合にのみ、これを〔国家会議に〕上程することができる。</p>
第 107 条 [大統領の 拒否権]	<p>① 採択された連邦法律は、5 日以内にロシア連邦大統領にその署名および公布のためにこれを送付する。</p> <p>② ロシア連邦大統領は、14 日以内に連邦法律に署名し、これを公布する。</p> <p>③ ロシア連邦大統領が、連邦法律を受理してから 14 日以内にこれを拒否した場合は、国家会議および連邦会議は、ロシア連邦憲法の定める手続により、この法律の再審議を行う。再審議において、連邦法律が以前に採択されたテキストのまま連邦会議および国家会議それぞれの議員総数の投票の 3 分</p>	<p>① 採択された連邦法律は、5 日以内にロシア連邦大統領にその署名および公布のためにこれを送付する。</p> <p>② ロシア連邦大統領は、14 日以内に連邦法律に署名し、これを公布する。</p> <p>③ ロシア連邦大統領が、連邦法律を受理してから 14 日以内にこれを拒否した場合は、国家会議および連邦会議は、ロシア連邦憲法の定める手続により、この法律の再審議を行う。再審議において、連邦法律が以前に採択されたテキストのまま<b>ロシア連邦上院議員および国家会議の議員</b>のそれぞれの議員総数の 3 分の 2 以上の多数によって承</p>

	<p>の 2 以上の多数によって承認された場合は、この連邦法律は 7 日以内にロシア連邦大統領が署名し、これを公布する。</p>	<p>認された場合は、この連邦法律は 7 日以内にロシア連邦大統領が署名し、これを公布する。ロシア連邦大統領が、この期間内に連邦法律の憲法適合性の確認に関する要求をロシア連邦憲法裁判所に行った場合、この連邦法律の署名のための期間は、ロシア連邦憲法裁判所による審理期間中これを停止する。ロシア連邦憲法裁判所が連邦法律の憲法適合性を認めた場合、ロシア連邦大統領は、憲法裁判所の当該決定がなされた時から 3 日以内にこの連邦法律に署名する。ロシア連邦憲法裁判所が連邦法律の憲法適合性を認めなかった場合は、ロシア連邦大統領は、署名しないでこれを国家会議に差し戻す。</p>
<p>第 108 条 〔憲法法律〕</p>	<p>① 連邦憲法法律は、ロシア連邦憲法に定める問題についてこれを制定する。 ② 連邦憲法法律は、それが連邦会議の議員総数の投票の 4 分の 3 以上の多数、および国家会議の議員総数の投票の 3 分の 2 以上の多数によって承認された場合に、これを採択されたものとする。採択された連邦憲法法律は、14 日以内にロシア連邦大統領が署名し、これを公布する。</p>	<p>① 連邦憲法法律は、ロシア連邦憲法に定める問題についてこれを制定する。 ② 連邦憲法法律は、それが<u>ロシア連邦上院議員</u>総数の投票の 4 分の 3 以上の多数、および国家会議の議員総数の投票の 3 分の 2 以上の多数によって承認された場合に、これを採択されたものとする。採択された連邦憲法法律は、14 日以内にロシア連邦大統領が署名し、これを公布する。ロシア連邦大統領がこの期間内に連邦憲法法律の憲法適合性の確認に関する要求をロシア連邦憲法裁判所に行った場合、この法律の署名のための期間は、ロシア連邦憲法裁判所による審理期間中これを停止する。ロシア連邦憲法裁判所が連邦憲法法律の憲法適合性を認めた場合、ロシア連邦大統領は、憲法裁判所の当該決定がなされた時から 3 日以内にこの連邦憲法法律に署名する。ロシア連邦憲法裁判所がこの連邦憲法法律の憲法適合性を認めなかった場合は、ロシア連邦大統領は、署名しないでこの連邦法律を国家会議に差し戻す。</p>
	<p>① 国家会議は、ロシア連邦憲法の第 111 条および第 117 条に定める場合に、ロシア連邦大統領によってこれを解散することができる。 ② 国家会議が解散された場合、ロシア連邦大統領は、解散のときから 4 カ月以内に新しく選挙された国家会議が招集さ</p>	<p>① 国家会議は、ロシア連邦憲法の第 111 条、<b>第 112 条</b>および第 117 条に定める場合に、ロシア連邦大統領によってこれを解散することができる。 ② 国家会議が解散された場合、ロシア連邦大統領は、解散のときから 4 カ月以内に新しく選挙された国家会議が招集されるよう、選</p>

<b>第 109 条</b> 〔国家会議の解散〕	<p>れるよう、選挙の日時を公示する。</p> <p>③ 国家会議は、その選挙の日から 1 年以内は、ロシア連邦憲法第 117 条に定める事由によってこれを解散することはできない。</p> <p>④ 国家会議がロシア連邦大統領の弾劾を決議してから連邦会議がこのことについての決定を採択するまでは、国家会議はこれを解散することができない。</p> <p>⑤ 国家会議は、ロシア連邦の全土に戒厳令または非常事態が導入されている間、およびロシア連邦大統領の任期満了前の 6 カ月間は、これを解散することができない。</p>	<p>挙の日時を公示する。</p> <p>③ 国家会議は、その選挙の日から 1 年以内は、ロシア連邦憲法第 117 条に定める事由によってこれを解散することはできない。</p> <p>④ 国家会議がロシア連邦大統領の弾劾を決議してから連邦会議がこのことについての決定を採択するまでは、国家会議はこれを解散することができない。</p> <p>⑤ 国家会議は、ロシア連邦の全土に戒厳令または非常事態が導入されている間、およびロシア連邦大統領の任期満了前の 6 カ月間は、これを解散することができない。</p>
<b>6 章</b>	<p>① ロシア連邦の執行権は、ロシア連邦政府がこれを行使する。</p> <p>② ロシア連邦政府は、ロシア連邦首相、ロシア連邦副首相および連邦大臣によってこれを構成する。</p>	<p>① ロシア連邦の執行権は、<b>ロシア連邦大統領の一般的指導のもとに</b>、ロシア連邦政府がこれを行使する。</p> <p>② ロシア連邦政府は、ロシア連邦首相、ロシア連邦副首相および連邦大臣によってこれを構成する。</p>
<b>第 110 条</b> 〔連邦政府〕		<p>③ <b>ロシア連邦首相は、ロシア連邦大統領がその活動の指導を行う連邦執行権力機関を除き、連邦執行権力機関の活動を指導する。</b></p> <p>④ ロシア連邦首相、ロシア連邦副首相、連邦大臣、その他の連邦の執行権力機関の長となることができるのは、満 30 歳以上で、ロシア連邦に常時居住し、外国の国籍または外国の領域に居住するロシア連邦市民の居住証明書もしくは永住権を証明するその他のドキュメントを有しないロシア連邦市民である。ロシア連邦首相、ロシア連邦副首相、連邦大臣、その他の連邦の執行権力機関の長は、連邦法律の定める手続により、ロシア連邦の領域外にある外国銀行において、口座（預金）を開設し、これを所有し、現金および財貨を保有することを禁じられる。</p>
	<p>① ロシア連邦首相は、国家会議の同意を得て、ロシア連邦大統領がこれを任命する。</p> <p>② ロシア連邦の首相候補者に関する提案は、新しく選挙されたロシア連邦大統領の就任もしくはロシア連邦政府の総辞職</p>	<p>① ロシア連邦首相は、その候補者を国家会議が承認した後にロシア連邦大統領がこれを任命する。</p> <p>② ロシア連邦の首相候補者の提案は、新しく選挙されたロシア連邦大統領の就任もしくはロシア連邦政府の総辞職から 2 週間以内</p>

<b>第 111 条</b> <b>[首相の任命]</b>	<p>職の後 2 週間以内、または国家会議が候補者を拒否した日から 1 週間以内にこれを行う。</p> <p>③ 国家会議は、ロシア連邦大統領が提案したロシア連邦首相の候補者について、候補者の提案された日から 1 週間以内にこれを審議する。</p> <p>④ 提案されたロシア連邦首相の候補者を国家会議が 3 度拒否した場合、ロシア連邦大統領は、ロシア連邦首相を任命し、国家会議を解散し、新しい選挙を公示する。</p>	<p>に、あるいはロシア連邦首相候補者が国家会議によって否認されるかもしれませんロシア連邦首相が大統領によって解任されるか、または首相が辞任した場合は、その日から 1 週間以内に、ロシア連邦大統領が国家会議に対してこれを行う。</p> <p>③ 国家会議は、ロシア連邦大統領が提案したロシア連邦首相の候補者について、<u>提案された</u>日から 1 週間以内にこれを審議する。</p> <p>④ 提案されたロシア連邦首相の候補者を国家会議が 3 度拒否した場合、ロシア連邦大統領は、ロシア連邦首相を<u>任命する</u>。<u>この場合、ロシア連邦大統領は、国家会議を解散し、新しい選挙を公示することができる。</u></p>
<b>第 112 条</b> <b>[連邦執行機関の機構]</b>	<p>① ロシア連邦首相は、任命の後 1 週間以内にロシア連邦大統領に対し、連邦執行機関の機構に関する提案を行う。</p> <p>② ロシア連邦首相は、ロシア連邦大統領に対し、ロシア連邦副首相および連邦大臣の候補者を提案する。</p>	<p>① ロシア連邦首相は、<u>前任のロシア連邦首相が大統領によって解任された場合を除き</u>、任命の後 1 週間以内にロシア連邦大統領に対し、連邦執行権力機関の機構〔編成〕に関する提案を行う。</p> <p>② ロシア連邦首相は、ロシア連邦副首相および連邦大臣（ロシア連邦憲法第 83 条 5 の 1 号に掲げる連邦大臣の除く）の候補者の承認を国家会議に提案する。国家会議は、1 週間以内に提案された候補者に関する決定を行う。</p> <p>③ 国家会議の承認したロシア連邦副首相および連邦大臣の候補者は、ロシア連邦大統領によってそれぞれの職に任命される。ロシア連邦大統領は、国家会議が承認したロシア連邦副首相および連邦大臣の候補者の任命を拒否することはできない。</p> <p>④ <b>本条第 2 項にしたがって提案されたロシア連邦副首相および連邦大臣の候補者が国家会議によって 3 度拒否された後には、ロシア連邦大統領は、ロシア連邦首相が候補者として提案したロシア連邦副首相および連邦大臣を任命することができる。本条第 2 項にしたがって提案されたロシア連邦政府のメンバー（ロシア連邦憲法第 83 条 5 の 1 号に掲げる連邦大臣の除く）の 3 分の 1 以上が国家会議によって 3 度拒否された後には、ロシア連邦大統領は、国家会議を解散し、新しい選挙を公示することができる。</b></p>

		<p>⑤ ロシア連邦憲法第111条4項の定める場合、およびロシア連邦憲法にしたがって国家会議が解散した場合、ロシア連邦大統領は、ロシア連邦首相の提案により、ロシア連邦副首相および連邦大臣（ロシア連邦憲法第83条5の1号に掲げる連邦大臣の除く）を任命する。</p>
第113条 〔政府の活動の基本方向〕	ロシア連邦首相は、ロシア連邦憲法、連邦法律およびロシア連邦大統領令に基づいて、ロシア連邦政府の活動の基本方向を定め、その活動を組織する。	ロシア連邦首相は、ロシア連邦憲法、連邦法律およびロシア連邦大統領令、 <b>大統領決定、委任</b> にしたがって、ロシア連邦政府の活動を組織する。ロシア連邦首相は、ロシア連邦政府に課せられた権限の行使について対しロシア連邦大統領に直接的責任を負う。
第114条 〔政府の権限〕	<p>① ロシア連邦政府は、 1 連邦予算を編成し、これを国家会議に提案し、その執行を保障し；国家会議に連邦予算の執行に関する報告を行い；国家会議によって決定された諸問題を含む政府の活動の結果に関する年次報告を国家会議に提出し、 2 ロシア連邦において統一的な財政、信用および通貨政策の遂行を保障し、 3 ロシア連邦において文化、学術、教育、保健、社会保障、生態学の分野における統一的な国家政策の遂行を保障し、 4 連邦財産の管理を行い、 5 国の防衛、国家的安全保障、ロシア連邦の対外政策の実現の保障に関する措置を講じ、 6 適法性、市民の権利および自由の保障、財産および社会秩序の保護、犯罪対策に関する措置を講じ、 7 ロシア連邦憲法、連邦法律、ロシア連邦大統領令によって政府に与えられたその他の権限を行使する。</p> <p>② ロシア連邦政府の活動の手続は、連邦の憲法法律によつてこれを定める。</p>	<p>① ロシア連邦政府は、 1 連邦予算を編成し、これを国家会議に提案し、その執行を保障し；国家会議に連邦予算の執行に関する報告を行い；国家会議によって決定された諸問題を含む政府の活動の結果に関する年次報告を国家会議に提出し、 2 ロシア連邦において統一的な財政、信用および通貨政策の遂行を保障し、 3 ロシア連邦において文化、学術、教育、保健、社会保障、<b>家族の支援、強化および保護、伝統的な家族的価値の保持</b>の領域ならびに<b>環境保護の領域</b>における単一の社会的志向をもった国家政策の遂行を保障し、 3の1 ロシア連邦の学術・技術の発展の国家的支援、その科学的潜在能力の保持および発展の国家的支援を保障し、 3の2 人と市民の権利および自由の完全かつ平等な行使に基礎をおく障がい者の社会的保護のシステムの機能、いかなる差別もないこれらの人々の社会的統合、障がい者にとって利用しやすい環境の整備およびその生活の質の改善を保障し、 4 連邦財産の管理を行い、 5 国の防衛、国家的安全保障、ロシア連邦の対外政策の実現の保障に関する措置を講じ、</p>

		<p>6 適法性、市民の権利および自由の保障、財産および社会秩序の保護、犯罪対策に関する措置を講じ、</p> <p><b>6 の 1 非営利団体を含む市民社会の諸制度の支援に関する諸措置を講じ、国家的政策の策定および実施へのこれらの人々の保障の参加を保障し、</b></p> <p><b>6 の 2 自発的（ボランティア）活動の支援に関する諸措置を講じ、</b></p> <p><b>6 の 3 企業活動および私的イニシアティヴの発展を促し、</b></p> <p><b>6 の 4 労働関係およびそれと直接関連するその他の諸関係の規制の領域で社会的パートナーシップの原則の実現を保障し、</b></p> <p><b>6 の 5 住民の豊かな日常生活の条件の整備、経済およびその他の活動の環境への否定的作用の低減、国の特徴ある自然および生物の多様性の保全、社会における動物に対する責任ある態度の形成をめざす諸措置を講じ、</b></p> <p><b>6 の 6 市民の環境教育システムの発展、エコロジー文化の育成のための条件を整備し、</b></p> <p>7 ロシア連邦憲法、連邦法律、ロシア連邦大統領令によって政府に与えられたその他の権限を行使する。</p> <p>② ロシア連邦政府の活動の手続は、連邦の憲法法律によってこれを定める。</p>
第 115 条 〔 政 府 決 定 〕	<p>① ロシア連邦憲法、連邦法律、規範的なロシア連邦大統領令に基づき、およびこれらの執行に際して、ロシア連邦政府は、決定および処分を公布し、これらの執行を保障する。</p> <p>② ロシア連邦政府の決定および処分は、ロシア連邦においてその執行を義務づけられる。</p> <p>③ ロシア連邦政府の決定および処分は、それがロシア連邦憲法、連邦法律およびロシア連邦大統領令に違反する場合、ロシア連邦大統領はこれを取り消すことができる。</p>	<p>① ロシア連邦憲法、連邦法律、規範的なロシア連邦大統領令、<b>大統領決定、委任</b>に基づき、およびこれらの執行に際して、ロシア連邦政府は、決定および処分を公布し、これらの執行を保障する。</p> <p>② ロシア連邦政府の決定および処分は、ロシア連邦においてその執行を義務づけられる。</p> <p>③ ロシア連邦政府の決定および処分は、それがロシア連邦憲法、連邦法律およびロシア連邦大統領令〔、大統領決定〕に違反する場合、ロシア連邦大統領はこれを取り消すことができる。</p>
	<p>① ロシア連邦政府は、総辞職することができる。この総辞職は、ロシア連邦大統領がこれを承認し、または却下する。</p>	<p>① ロシア連邦政府は、総辞職することができる。この総辞職は、ロシア連邦大統領がこれを承認し、または却下する。</p>

<p>第 117 条 〔政府の総辞職〕</p>	<p>② ロシア連邦大統領は、ロシア連邦政府の総辞職に関する決定を採択することができる。</p> <p>③ 国家会議は、ロシア連邦政府の不信任を表明することができる。ロシア連邦政府の不信任に関する決定は、国家会議の議員総数の投票の多数によって、これを採択する。国家会議がロシア連邦政府の不信任を表明した後、ロシア連邦大統領は、ロシア連邦政府の総辞職を公示し、または国家会議の決定に同意しないことができる。国家会議が 3 カ月以内にふたたびロシア連邦政府の不信任を表明した場合は、ロシア連邦大統領は、政府の総辞職を宣言し、または国家会議を解散する。</p> <p>④ ロシア連邦首相は、国家会議に対してロシア連邦政府の信任の問題を提案することができる。国家会議が信任を拒否した場合、大統領は 7 日以内に、ロシア連邦政府の総辞職に関する決定を行い、または国家会議の解散および新しい選挙の公示に関する決定を行う。</p> <p>⑤ 総辞職または権限の返上の場合、ロシア連邦政府は、ロシア連邦大統領の委任により、新しいロシア連邦政府が組織されるまでの間その活動を継続する。</p>	<p>② ロシア連邦大統領は、ロシア連邦政府の総辞職に関する決定を採択することができる。</p> <p>③ 国家会議は、ロシア連邦政府の不信任を表明することができる。ロシア連邦政府の不信任に関する決定は、国家会議の議員総数の投票の多数によって、これを採択する。国家会議がロシア連邦政府の不信任を表明した後、ロシア連邦大統領は、ロシア連邦政府の総辞職を公示し、または国家会議の決定に同意しないことができる。国家会議が 3 カ月以内にふたたびロシア連邦政府の不信任を表明した場合は、ロシア連邦大統領は、政府の総辞職を宣言し、または国家会議を解散し、<b>新しい選挙を公示</b>する。</p> <p>④ ロシア連邦首相は、国家会議に対してロシア連邦政府の信任の問題に関し、<b>7 日以内にこれを審議するよう</b>提案することができる。国家会議が<b>ロシア連邦政府の</b>信任を拒否した場合、ロシア連邦大統領は 7 日以内に、ロシア連邦政府の総辞職に関する決定を行い、または国家会議の解散および新しい選挙の公示に関する決定を行う。<b>ロシア連邦政府が、3 ケ月以内に国家会議に対し信任問題を提起し、国家会議がロシア連邦政府の信任を拒否した場合、ロシア連邦大統領は、ロシア連邦政府の総辞職に関する決定を行い、または国家会議の解散および新しい選挙の公示に関する決定を行う。</b></p> <p><b>④の1</b> ロシア連邦首相、ロシア連邦副首相、連邦大臣は、辞表を提出することができるが、ロシア連邦大統領は、<b>この辞表を受理し、またはこれを拒否する</b>【ことができる】。</p> <p>⑤ 総辞職または権限の返上〔解除〕の場合、ロシア連邦政府は、ロシア連邦大統領の委任により、新しいロシア連邦政府が組織されるまでの間その活動を継続する。<b>ロシア連邦首相、ロシア連邦副首相、連邦大臣がロシア連邦大統領によって解任され、または辞職した場合、ロシア連邦大統領は、しかるべき者が任命されるまでの間、職務上の義務の履行をこの者に委任し、または他の者にその執行を委ねることができる。</b></p>
-----------------------------	---	--

		<p>⑥ ロシア連邦憲法第109条3ないし5項に定める場合、およびロシア連邦憲法第111条4項にしたがってロシア連邦首相が任命された後1年以内は、国家会議はロシア連邦政府に対し不信任を表明することはできず、ロシア連邦首相は国家会議に対しロシア連邦政府の信任問題を提起することはできない。</p>
第7章 第118条 [裁判]	<p>① ロシア連邦における裁判は、裁判所のみがこれを行う。</p> <p>② 司法権は、憲法裁判、民事裁判、行政裁判、刑事裁判によってこれを行う。</p> <p>③ ロシア連邦の裁判制度は、ロシア連邦憲法および連邦の憲法法律によってこれを定める。特別裁判所の設置は、これを禁止する。</p>	<p>① ロシア連邦における裁判は、裁判所のみがこれを行う。</p> <p>② 司法権は、憲法裁判、民事裁判、<b>仲裁裁判</b>、行政裁判、刑事裁判によってこれを行う。</p> <p>③ ロシア連邦の裁判制度は、ロシア連邦憲法および連邦の憲法法律によってこれを定める。ロシア連邦の裁判所制度を構成するのは、ロシア連邦憲法裁判所、ロシア連邦最高裁判所、一般管轄の連邦裁判所、仲裁裁判所、ロシア連邦構成主体の治安判事である。特別裁判所の設置は、これを禁止する。</p>
第119条 [裁判官]	<p>裁判官になることができる者は、満25歳以上で、高等法学教育を修了し、5年以上の法律専門職の実務経験を有するロシア連邦の市民である。ロシア連邦の裁判所の裁判官に対する追加的な資格要件は、連邦法律によってこれを定めることができる。</p>	<p>裁判官になることができる者は、満25歳以上で、高等法学教育を修了し、5年以上の法律専門職の実務経験を有し、かつロシア連邦に常時居住し、外国の国籍または外国の領域に居住するロシア連邦市民の居住証明書もしくは永住権を証明するその他のドキュメントを有しないロシア連邦市民である。ロシア連邦の裁判所の裁判官は、連邦法律の定める手続により、ロシア連邦の領域外にある外国銀行において、口座（預金）を開設し、これを所有し、現金および財貨を保有することを禁じられる。ロシア連邦の裁判所の裁判官に対する追加的な資格要件は、連邦法律によってこれを定めることができる。</p>
	<p>① ロシア連邦憲法裁判所は、19人の裁判官によってこれを構成する。</p> <p>② ロシア連邦憲法裁判所は、ロシア連邦大統領、連邦会議、国家会議、連邦会議または国家会議のそれぞれの5分の1の議員、ロシア連邦政府、ロシア連邦最高裁判所、ロシア連邦の構成主体の立法機関および執行機関の要求により、次</p>	<p>① ロシア連邦憲法裁判所は、ロシア連邦の全領域における憲法体制の原則、人と市民の基本的権利および自由の擁護、ロシア連邦憲法の最高性〔最高法規性〕および直接的効力の保障のために憲法裁判によって裁判権力を行使するロシア連邦の憲法監督の最高裁判機関である。ロシア連邦憲法裁判所は、ロシア連邦憲法裁判所長官およびその代理〔副長官〕を含む11人の裁判官によってこれを構成する。</p>

<p><b>第 125 条</b> 〔憲法裁判所〕</p>	<p>の事項のロシア連邦憲法との適合性に関する事件を解決する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 連邦法律、ロシア連邦大統領、連邦会議、国家会議、ロシア連邦政府の法令</li> <li>2 共和国の憲法、ロシア連邦の構成主体の憲章、ならびにロシア連邦の国家権力機関の管轄およびロシア連邦の国家権力機関とロシア連邦の構成主体の国家権力機関の共同管轄に属する問題について公布されたロシア連邦の構成主体の法律およびその他の法令</li> <li>3 ロシア連邦の国家権力機関とロシア連邦の構成主体の国家権力機関の間の条約、ロシア連邦の構成主体の国家権力機関相互の間の条約</li> <li>4 発効前のロシア連邦の条約</li> </ol> <p>③ ロシア連邦憲法裁判所は、その職権により次の紛争を解決する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 連邦国家権力機関の間の紛争</li> <li>2 ロシア連邦の国家権力機関とロシア連邦の構成主体の国家権力機関の間の紛争</li> <li>3 ロシア連邦の構成主体の最高国家機関の間の紛争</li> </ol> <p>④ ロシア連邦憲法裁判所は、市民の憲法上の権利および自由の侵害に対する不服申し立てならびに裁判所の要求により、連邦法律の定める手続にしたがって、具体的な事件に摘要されまたは適用されるべき法律の憲法適合性を審査する。</p> <p>⑤ ロシア連邦憲法裁判所は、ロシア連邦大統領、連邦会議、国家会議、ロシア連邦政府、ロシア連邦の構成主体の立法機関の要求により、ロシア連邦憲法の解釈を与える。</p> <p>⑥ 違憲であると認められたアクト〔法令〕またはその個々の規定は、効力を失う。ロシア連邦憲法に適合しないロシア連邦の条約は、発効せず、これを適用しない。</p>	<p>② ロシア連邦憲法裁判所は、ロシア連邦大統領、連邦会議、国家会議、<b>ロシア連邦上院議員または国家会議議員のそれぞれの 5 分の 1</b>、ロシア連邦政府、ロシア連邦最高裁判所、ロシア連邦構成主体の立法機関および執行機関の要求により、次の事項のロシア連邦憲法との適合性に関する事件を解決する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 <b>連邦憲法法律</b>、連邦法律、ロシア連邦大統領、連邦会議、国家会議、ロシア連邦政府の法令</li> <li>2 共和国の憲法、ロシア連邦の構成主体の憲章、ならびにロシア連邦の国家権力機関の管轄およびロシア連邦の国家権力機関とロシア連邦の構成主体の国家権力機関の共同管轄に属する問題について公布されたロシア連邦の構成主体の法律およびその他の法令</li> <li>3 ロシア連邦の国家権力機関とロシア連邦の構成主体の国家権力機関の間の条約、ロシア連邦の構成主体の国家権力機関相互の間の条約</li> <li>4 発効前のロシア連邦の条約</li> </ol> <p>③ ロシア連邦憲法裁判所は、その職権により次の紛争を解決する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 連邦国家権力機関の間の紛争</li> <li>2 ロシア連邦の国家権力機関とロシア連邦の構成主体の国家権力機関の間の紛争</li> <li>3 ロシア連邦の構成主体の最高国家機関の間の紛争</li> </ol> <p>④ ロシア連邦憲法裁判所は、<b>連邦憲法法律の定める手続により、以下の事項につき審査する。</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 <b>他の国内的な裁判手続がすべて尽くされた場合、市民の憲法上の権利および自由の侵害に対する不服申し立てにより、具体的な事件において適用される本条 2 項 1 および 2 号に掲げる法律およびその他の規範的アクトの憲法適合性</b></li> <li>2 <b>裁判所の要求〔要求〕により、具体的な事件において適用される本条 2 項 1 および 2 号に掲げる法律およびその他の規範的アクトの</b></li> </ol>
-----------------------------------	---	--

<p>⑦ ロシア連邦憲法裁判所は、連邦会議の要求により、国家転覆またはその他の重大犯罪のかどで提起されたロシア連邦大統領の弾劾決議が所定の手続を遵守して行われたかどうかの判断を行う。</p>	<p><u>憲法適合性</u></p> <p>⑤ ロシア連邦憲法裁判所は、ロシア連邦大統領、連邦会議、国家会議、ロシア連邦政府、ロシア連邦の構成主体の立法機関の要求により、ロシア連邦憲法の解釈を与える。</p> <p>⑤の1 ロシア連邦憲法裁判所は、</p> <p>1 ロシア連邦大統領の要求にしたがい、ロシア連邦憲法改正に関するロシア連邦の法案、連邦憲法法律および連邦法律の草案、ならびにロシア連邦憲法第107条2項および3項および第108条2項に定める手続により採択され、大統領が署名する前の法律の憲法適合性を審査し、</p> <p>2 連邦憲法法律の定める手続にしたがい、ロシア連邦憲法に抵触して解釈されたロシア連邦の条約の規定に基づいて採択された多国間〔国際〕機関の決定の執行の可能性、ならびにロシア連邦に義務を課す外国の裁判所、外国のもしくは国際的な仲裁裁判所（仲裁機関）の決定で、それがロシア連邦の公的な法秩序の原則に抵触する場合におけるその決定の執行の可能性の問題を解決し、</p> <p>3 ロシア連邦大統領の要求にしたがい、連邦憲法法律の定める手続により、ロシア連邦の構成主体の首長（ロシア連邦の構成主体の最高執行権力機関の長）が公布する前に、ロシア連邦構成主体の法律の憲法適合性を審査する。</p> <p>⑥ 違憲であると認められたアクト〔法令〕またはその個々の規定は、効力を失う。ロシア連邦憲法に適合しないロシア連邦の条約は、発効せず、これを適用しない。ロシア連邦憲法裁判所が与える解釈において合憲であると認められたアクトまたはその個々の規定は、これとは異なる解釈において適用することはできない。</p> <p>⑦ ロシア連邦憲法裁判所は、連邦会議の要求により、国家転覆またはその他の重大犯罪のかどで提起されたロシア連邦大統領またはその権限行使を停止した大統領の弾劾決議が所定の手続を遵守して行われたかどうかの判断を行う。</p>
---	--

		⑧ ロシア連邦憲法裁判所は、連邦憲法法律が定めるその他の権限を行使する。
第 126 条 〔最高裁判所〕	ロシア連邦最高裁判所は、民事事件、経済紛争の解決、刑事事件、行政事件および、憲法法律にしたがって組織されるその他の裁判所の管轄する事件に関する最高の裁判機関であり、連邦法律の定める手続形態によりこれらの裁判所の活動に対する裁判監督を行い、裁判実務の問題についての解説を与える。	ロシア連邦最高裁判所は、民事事件、経済紛争の解決、刑事事件、行政事件およびその他の事件に関する最高の裁判機関であり、連邦憲法法律にしたがって組織され、民事裁判、仲裁裁判、行政裁判および刑事裁判にとおして裁判権を行使する一般管轄裁判所および仲裁裁判所を管轄する最高の裁判機関である。ロシア連邦最高裁判所は、連邦法律の定める手続〔訴訟〕形態により一般管轄裁判所および仲裁裁判所の活動に対する裁判監督を行い、裁判実務の問題についての解説を与える。
第 128 条 〔裁判官の任命〕	<p>① ロシア連邦憲法裁判所、ロシア連邦最高裁判所の裁判官は、ロシア連邦大統領の提案に基づき、連邦会議がこれを任命する。</p> <p>② その他の連邦裁判所の裁判官は、連邦法律の定める手続により、ロシア連邦大統領がこれを任命する。</p> <p>③ ロシア連邦憲法裁判所、ロシア連邦最高裁判所およびその他の連邦裁判所の権限、形成および活動の手続は、連邦の憲法法律によってこれを定める。</p>	<p>① ロシア連邦憲法裁判所の長官、長官代理〔副長官〕および裁判官、ロシア連邦最高裁判所の長官、長官代理〔副長官〕および裁判官は、ロシア連邦大統領の提案に基づき、連邦会議がこれを任命する。</p> <p>② その他の連邦裁判所の所長、所長代理〔副所長〕および裁判官は、連邦憲法法律の定める手続により、ロシア連邦大統領がこれを任命する。</p> <p>③ ロシア連邦憲法裁判所、ロシア連邦最高裁判所およびその他の連邦裁判所の権限、形成〔編成〕および活動の手続は、<b>ロシア連邦憲法および連邦憲法法律</b>によってこれを定める。民事裁判、仲裁裁判、行政裁判および刑事裁判の裁判手続は、それぞれの訴訟手続法によってこれを規制する。</p> <p>*③項の変更点のうち、「その他の」はロシア語の変更のみ</p>
	<p>① ロシア連邦の検察機関の権限、組織および活動手続は、連邦法律によってこれを定める。</p> <p>② ロシア連邦検事総長および検事総長代理は、ロシア連邦大統領の提案により連邦会議がこれを任命し、解任する。</p> <p>③ ロシア連邦の構成主体の検事は、ロシア連邦の構成主体の同意を得たロシア連邦検事総長の提案によりロシア連邦大</p>	<p>① ロシア連邦の検察機関は、ロシア連邦憲法の遵守および法律の執行に対する監督、人と市民の権利および自由の遵守に対する監督、その権限にしたがっての刑事訴追を行い、ならびにその他の機能を遂行する機関の単一の連邦集権システムである。ロシア連邦の検察機関の権限および機能、その組織および活動手続は、連邦法律によってこれを定める。</p>

<p><b>第 129 条</b> 〔検察機関〕</p>	<p>統領が任命する。ロシア連邦構成主体の検事は、ロシア連邦大統領がこれを解任する。</p> <p>④ 市、地区の検事およびそれと同格の検事を除くその他の検事は、ロシア連邦大統領がこれを任命し、解任する。</p> <p>⑤ 市、地区の検事およびそれと同格の検事は、ロシア連邦検事総長がこれを任命し、解任する。</p>	<p>② 検事となることができるのは、外国の国籍または外国の領域に居住するロシア連邦市民の居住証明書もしくは永住権を証明するその他のドキュメントを有しないロシア連邦市民である。検事は、連邦法律の定める手続により、ロシア連邦の領域外にある外国銀行において、口座（預金）を開設し、これを所有し、現金および財貨を保有することを禁じられる。</p> <p>③ ロシア連邦検事総長、検事総長代理は、連邦会議との協議の後に、ロシア連邦大統領がこれを任命し、解任する。</p> <p>④ ロシア連邦の構成主体の検事およびそれと同格の軍検察機関およびその他の特別検察機関の検事は、連邦会議との協議の後、ロシア連邦大統領がこれを任命し、解任する。</p> <p>⑤ その他の検事は、連邦法律によって同様の任命および解任の手続が定められている場合、ロシア連邦大統領がこれを任命し、解任することができる。</p> <p>⑥ 連邦法律によって別段の定めがない場合、市、地区の検事およびそれと同格の検事は、ロシア連邦検事総長がこれを任命し、解任する。</p>
<p><b>第 8 章</b></p> <p><b>第 131 条</b> 〔地方自治機関〕</p>	<p>① 地方自治は、都市と農村の居住地およびその他の地域において、歴史その他の地方的伝統を考慮して、これを実現する。地方自治機関の機構は、住民が自主的にこれを定める。</p> <p>② 地方自治を実現する地域単位の境界の変更は、当該の地域単位の住民の意見を考慮して、これを行う。</p>	<p>① 地方自治は、地方公共団体においてこれを行し、その形態は連邦法律によってこれを定める。地方公共団体の領域は、歴史的およびその他の地方的伝統を考慮して、これを決定する。地方自治機関の機構は、連邦法律の定めるロシア連邦における地方自治の組織の一般原則にしたがって、住民が自主的にこれを定める。</p> <p>①の 1 國家権力機関は、連邦法律の定める手続により、その定める場合に、地方自治機関の形成、地方自治機関の公務員の任命および解任に参加することができる。</p> <p>② 地方自治を実現する地域単位の境界の変更は、連邦法律の定める手続により、当該の地域の住民の意見を考慮して、これを行う。</p> <p>③ 連邦的意義を有する都市、ロシア連邦構成主体の行政上の中心都市（首都）の領域およびその他の地域における公権力の行使の特殊</p>

		性〔特例〕は、連邦法律によってこれを定めることができる。
第 132 条 〔地方自治機関の財政〕	<p>① 地方自治機関は、独立して、自治体財産を管理し、地方予算を編成し、承認し、これを執行し、地方税および手数料を定め、社会秩序を保護し、ならびに地方的意義を有するその他の問題を解決する。</p> <p>② 地方自治機関は、法律によって、自治の実現のために必要な物資および資金の交付を受けて一定の国家的権限を行使することができる。委譲された権限の実現は、国家の監督を受ける。</p>	<p>① 地方自治機関は、独立して、自治体財産を管理し、地方予算を編成し、承認し、これを執行し、地方税および手数料を定め、社会秩序を保護し、ならびに地方的意義を有するその他の問題を解決し、連邦法律にしたがいその権限の範囲内で医療的支援（医療サービス）を受ける機会を保障する。</p> <p>② 地方自治機関は、連邦法律、ロシア連邦構成主体の法律によって、こうした権限を行使するために必要な物資および資金の交付がある条件において一定の国家的権限を行使することができる。委譲された権限の実現は、国家の監督を受ける。</p> <p>③ 地方自治機関および国家権力機関は、ロシア連邦において単一の公権力システムを構成し、当該領域に居住する住民のために諸課題の一層効果的な解決のために相互に協力するものとする。</p>
第 133 条 〔地方自治権の保障〕	ロシア連邦における地方自治は、国家権力機関の採択した決定の結果生じた追加的支出に対し裁判による保護と補償を求める権利、ロシア連邦憲法および連邦法律の定める地方自治体の権利の制限の禁止によって、これを保障する。	ロシア連邦における地方自治は、および地方自治機関が国家権力機関との相互作用において公的機能を行使した結果生じた追加的支出に対し裁判による保護と補償を求める権利、ならびにロシア連邦憲法および連邦法律の定める地方自治の権利の制限の禁止によって、これを保障する。